

愛知県・名古屋市折半保証第 184 回名古屋高速道路債券  
発 行 要 項

1. 債券の名称 愛知県・名古屋市折半保証第 184 回名古屋高速道路債券
2. 債券の総額 金 45 億円
3. 振替法の適用 本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）の規定の適用を受けるものとし、同法第 120 条で準用する同法第 67 条第 1 項の規定により本債券の証券は発行しない。
4. 各債券の金額 1,000 万円
5. 利 率 年 0.937 パーセント
6. 発行価額 額面 100 円につき金 100 円
7. 償還金額 額面 100 円につき金 100 円
8. 償還の方法及び期限
  - (1) 本債券の元金は、令和 13 年 12 月 25 日にその総額を償還する。
  - (2) 本債券を償還すべき日（以下「償還期日」という。）が銀行休業日にあたる場合は、その支払は前日に繰り上げる。
  - (3) 本債券の買入消却は、払込期日の翌日以降、第 20 項記載の振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。
9. 利息支払の方法及び期限
  - (1) 本債券の利息は、払込期日の翌日から償還期日までつけ、令和 7 年 6 月 25 日を第 1 回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年 6 月 25 日及び 12 月 25 日の 2 回に各その日までの前半か年分を支払う。
  - (2) 償還の場合に半か年に満たない利息を支払うときは、半か年の日割をもって計算する。
  - (3) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる場合は、その支払は前日に繰り上げる。
  - (4) 償還期日後は、利息をつけない。
10. 担保の有無  
本債券には担保は付されておらず、また本債券のために特に留保されている資産はない。
11. 保 証  
本債券の元金及び利息の支払については、地方道路公社法（昭和 45 年法律第 82 号）の定めるところにより、令和 6 年 3 月 25 日の愛知県議会及び令和 6 年 3 月 21 日の名古屋市会において議決された一般会計予算にもとづいて、愛知県及び名古屋市により折半保証されている。
12. 募集の受託会社
  - (1) 本債券の募集の受託会社（以下「受託会社」という。）は株式会社三菱UFJ銀行とする。
  - (2) 受託会社は、本債券の債権者のために弁済を受け、または本債券にもとづく債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上または裁判外の行為をする権限を有する。
  - (3) 受託会社は、本要項各項のほか、法令及び名古屋高速道路公社（以下「公社」という。）と受託会社との間の令和 6 年 12 月 11 日付愛知県・名古屋市折半保証第 184 回名古屋高速道路債券募集委託契約証書に定める義務及び権限を有する。
13. 時 効  
本債券の消滅時効は、元金については 10 年、利息については 5 年とする。
14. 告 告 の 方 法  
本債券に関し、本債券の債権者に通知すべき事項がある場合は、法令または契約に別段の定めがある場合を除き、東京都、大阪市及び名古屋市で発行される各 1 種以上の新聞紙にこれを掲載する。ただし、受託会社が、本債券の債権者のために必要でないとき、この限りではない。

## 15. 本債券の債権者集会

- (1) 本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、本債券総額につきなす支払猶予その他本債券の債権者の利害に重大なる関係を有する事項につき決議をなすことができる。
- (2) 債権者集会は、名古屋市において行う。
- (3) 債権者集会は、公社または受託会社がこれを招集するものとし、会日の少なくとも3週間前に債権者集会を開く旨及び会議の目的たる事項を公告する。
- (4) 本債券の総額の10分の1以上にあたる債権者は、その保有する本債券の額を証明する書面ならびに会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を受託会社に提出したうえ、債権者集会の招集を請求することができる。
- (5) 債権者集会においては、債権者はその保有する本債券の額面1,000万円につき1個の議決権を有するものとする。
- (6) 債権者集会の決議は、本債券の議決権の総額の5分の1以上で、かつ当該債権者集会に出席する本債権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有するものの同意をもってこれをなす。ただし、以下のいずれかに該当する決議をなすことはできないものとし、これらに該当する決議がなされた場合、かかる決議は効力を有しない。
  - ① 債権者集会の招集の手続きまたはその決議の方法が法令または本要項の定め違反するとき
  - ② 決議が不当の方法によって成立したとき
  - ③ 決議が著しく不公正なとき
  - ④ 決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき
- (7) 本債券の債権者は、本人またはその代理人によって、債権者集会に出席することができる。公社は、その代表者を当該集会に出席させまたは書面をもって、意見を述べることができる。本人またはその代理人が当該集会に出席しない本債券の債権者は、受託会社が定めるところにしたがい、書面をもって議決権を行使することができる。
- (8) 債権者集会の決議は、本債券のすべての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は受託会社があたるものとする。
- (9) 本項(4)ないし(6)の規定は、公社の所有する本債券については、適用しない。
- (10) 本項の手続きに要する合理的な費用は公社の負担とする。

## 16. 申 込 期 日 令和6年12月11日

## 17. 募 入 方 法

応募超過の場合は、第19項の引受ならびに募集の取扱者の代表者が適宜募入額を定める。

## 18. 払 込 期 日 令和6年12月25日

## 19. 引受ならびに募集の取扱者

SMB C日興証券株式会社（代表）

みずほ証券株式会社（代表）

野村証券株式会社（代表）

## 20. 振 替 機 関

株式会社証券保管振替機構

## 21. 発行代理人及び支払代理人

前項の振替機関が定める業務規程にもとづく本債券の発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社三菱UFJ銀行においてこれを取り扱う。

## 22. 資 金 使 途 借換資金に充当

以 上